

第 683 回

東京都青少年健全育成審議会

平成 29 年 5 月 15 日（月）

都庁第一本庁舎北塔 34 階

青少年・治安対策本部 総合対策部「34A会議室」

午後 3 時 30 分開会

○青少年対策担当部長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、審議会を始めさせていただきます。

まず、委員の交代についてご報告させていただきます。第 3 号、学識経験を有する者の西野義和委員の後任として、放送倫理・番組向上機構、藪田正弘委員でございます。

○藪田委員 どうも、藪田です。よろしくお願いします。

○青少年対策担当部長 よろしくお願ひいたします。

それでは、会長、議事進行について、よろしくお願ひいたします。

○会長 それでは、ただいまから第 683 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。

まず、議事に先立ちまして、事務局より会の運営について説明があります。お願ひいたします。

○青少年課長 前回、早坂委員から、審議が終わり、会の最後の部分で、次回審議会の案内だけではなくて審議の結果についても触れ、再度傍聴いただいております。従来も調査・審議部分以外は公開ということになっておりますが、審議後は次回審議会の案内のみであったため、傍聴人にもう一度入場いただけるということを案内しておりませんでした。本日から最後の公開できる部分につきましては、事務局から審議結果を説明させていただくことにしたいと思います。

例えば、「本日は、不健全図書類等の指定該当 1、映画等の推奨該当 1、というご意見をいただきました。この後、答申を受けて不健全図書の指定の決定を行います。」など、結果を説明することとし、その旨を事務局から傍聴人にご案内しておくようにしたいと思います。

なお、不健全図書類の指定につきましては、昨年 9 月の健全審議会におきまして、不健全図書類の指定のプレス発表のタイミングを見直した経過がありました。その際に、審議会後にプレス発表を行うのですが、告示日との期間が空いてしまいますと、販売店で図書の買い急ぎが行われるという実態があり、プレスのタイミングを告示に近づけた、というような経緯でございます。

同様の配慮から、審議会最後の公開部分におきましての図書名の明示は伏せさせていただこうと思っております。ただし、そのような心配のない推奨映画につきましては、タイトルを明らかにさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○会長 ただいま事務局から、前回の早坂委員のご指摘を受けての会の運営の見直しについて、ご説明がありました。ただいまの説明、もう一度繰り返しますと、一旦、調査・審議事項のところは退席していただきますが、調査・審議が終わった段階で、再入場していただき、審議の結果についてご報告をする。ただし、不健全図書への指定については、告示までの間に不適正な買い取り等の事実があったということを踏まえて、書名については明らかにしない。推奨映画についてはそのような弊害がないので、答申がなされたということを明らかにすると、そういうことでございますね。

○青少年課長 はい。

○会長 では、ただいまの提案に何かご質問等、ございますでしょうか。
どうぞ。

○早坂委員 今、青少年課長から、告示までの間に買い急ぎがあるから名前は控えるというお話がありました。なるほど、と思いました。それで、きょうの答申を経て、告示に至るまで、事実上何日間でどういうふうに行っているか、改めて教えてください。

○青少年課長 本日の月曜日に答申をいただいたといたします。不健全図書の告示日は金曜日になります。その間に、決定をし、プレス発表を告示の直前の木曜日にするという運用をしております。

○会長 答申から決定、告示までのスケジュールを今ご説明になられたわけですね。
どうぞ。

○早坂委員 告示はあくまで、例えば東京都公報に載るといふようなことなんだろうと想像しますが、それを販売店とか取次店とかにご連絡を何かの形でされているのでしょうか。それとも、東京都公報に載せて終わりということなのか、その後の実務について教えてください。

○青少年課長 木曜日にプレス発表をいたします。プレス発表とあわせて、各書店に通知の文書を送付しております。ですので、各書店には告示の1日前、もしくは、告示の日に文書が到達するという事になってございます。

○会長 そして、文書到達をもって、書店等は区分陳列の措置を行うと、そういうことでございますね。

○青少年課長 はい。告示の日が、効果の発生日でございますので、正確には告示の日をもって、ということでございます。

○会長 告示の日をもって、ということですね。

どうぞ。

○早坂委員 さらに実務を教えていただきたいのですが、その書店に連絡をするというのは、どのような方法をもってでしょうか。本屋さんの組合があるからそこを通じてなのだろうと想像するのですが、ただ、入っていないところもあるかな、とも想像します。一つの漏れもあっちゃいけないという厳密な話でもないとも思いますが、その実務について、もう少し教えてください。

○青少年課長 連絡方法については、具体的には、書店につきましては、個々にはがきを通知してございます。はがきを告示の前日に発送いたしまして、当日かその告示の日に届くという予定になってございます。また、コンビニにつきましてはフランチャイズチェーン店協会さんのご協力を得まして、協会を通じてお知らせをするというふうな手続になってございます。

○会長 よろしゅうございますか。

ほかにご質問等、よろしゅうございますでしょうか。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、先般の、前回の審議会の早坂委員のご提言を受けての傍聴の方の再度の入場については、ただいま課長のご説明どおり、決定をさせていただきたいと思っております。

よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○会長 それでは、条例に基づく事務の施行経過について、事務局からお願いをいたします。

○青少年課長 まず、前回ご質問をいただきました東京都青少年健全育成協力員の活動状況というところから、ご説明したいと思います。

協力員は、都内に居住する二十歳以上の者で、本制度の主旨をしっかりと理解していただいて、業務に協力できる、かつ、区市町村または団体から推薦のあった方に対して委嘱をしてございます。毎年、推薦のお願いを各区市町村等に行っているところではございますが、現在確認すべき店舗が複数ありながら、協力員がいない地区が1カ所ございます。そちらにつきましては、定期的に都の職員が立入調査を行い、店舗での販売状況を確認しているという運用をしてございます。

また、該当する区市町村にも推薦者を出していただくよう、引き続き依頼をしているところでございます。

先日の健全審議会におきましての質問への回答は、この点でございます。

○会長 本日はご欠席ですが、前回、谷代委員からこの区市町村の健全育成協力員について、全区市町村に協力員の方はおられるんでしょうかというご質問があったわけですね。それに対しての、ただいまのご回答で、協力依頼を行っているけれども、協力員がいない地区が1カ所ある。けれども、そこは都職員がカバーする形で書店への立ち入り等を行っている、そういうご回答でございますね。

○青少年課長 はい。

○会長 ご質問等いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、引き続き、この施行経過についてご説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、条例に基づく事務の施行経過等につきまして、事務局から説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

○会長 この次第の次ですね。

○青少年課長 はい。前回の審議会以降の4月10日から5月14日までに実施いたしました本審議会事務局の動きを取りまとめたものでございます。不健全図書指定につきましては、前回審議会のご意見を踏まえまして、指定図書類を決定の後、4月14日に告示いたしました。その他、ファミリールール講座や出前講演会等を実施してございます。

続きまして、2ページには、平成29年度における不健全図書類の指定実績を載せてございます。

また、3ページには、優良映画の推奨実績を載せてございます。

続きまして、4ページをご覧ください。こちらは、都が委嘱しております東京都健全育成協力員の環境浄化活動の4月分の状況でございます。平成29年4月まで委嘱しております協力員は876名、4月の活動者数は30名、調査店舗数は136店舗でございます。この表は、各店舗におきまして、指定図書類、表示図書類、類似図書類につきまして、協力員が行った包装及び区分陳列等の実施状況の調査結果でございます。今回は、不健全図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

次の5ページには、都の職員による書店等への立入調査及びカラオケボックス等への実態調査結果を記載してございます。1番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類のお取り扱い不適切が新刊書店におきまして3店舗、古書店におきまして1店舗ございました。2

番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、特に問題は見つかりませんでした。3番目の表のカラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、カラオケボックス、まんが喫茶、ネットカフェで青少年制限掲示がないものが1店舗ございましたので、条例を遵守するよう指導いたしました。また、ネットカフェにおいて、フィルタリングを導入していない店舗が2店舗ございましたので、その場でフィルタリングの導入について協力を依頼いたしました。4番目の表、古物商への立入調査では、問題がある店舗はございませんでした。

続きまして、6ページをご覧ください。こちらは、雑誌、ビデオ類等の自動販売機に義務づけられております届出等の施行状況でございます。①は4月末現在の区市町村別届出台数一覧でございます。設置箇所数は27カ所、設置台数は71台で、先月から変動はございません。

次の7ページには、平成28年度東京都青少年健全育成協力員による環境浄化活動の累計を載せてございます。

8ページには、平成28年度の立入調査等の実施状況の累計を載せてございます。

また、9ページには平成28年度自動販売機届出状況等の累計を載せてございますので、ご覧ください。

条例に基づきます事務の施行結果につきましては、以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございました。

ただいまの事務の施行経過について、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

ご質問等、よろしゅうございますか。

それでは、ご質問がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方は、この段階でご退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○会長 それでは、再開をいたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をいたします。

皆様、お手元の資料をご覧ください。

今回は、「ウォー！コミックス72 ピアスシリーズ490 オス♂ちち あばれ牛調教編」ほ

か、計2誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、諮問事項について、ご説明をお願いいたします。

○青少年課長 審議用資料のまず1ページをご覧ください。諮問第1088号でございます。

さらに2ページでございます。「諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧」をご覧ください。こちらに記載されました図書類は、平成29年4月3日から4月28日までの間に都内のコンビニ、書店等から購入いたしました計123誌のうちから、8ページ、9ページに記載してございます条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。今回諮問する図書類は2誌でございます。

1誌目は、「ウォー！コミックス72 ピアスシリーズ490 オスめちち あばれ牛調教編」、平成29年5月15日、株式会社コンポジラの発行でございます。

2誌目は、「DAITO COMICS BLシリーズ おっばい男子」、平成29年5月3日、株式会社秋水社の発行でございます。

これらの発行業者の過去1年間の指定回数はありません。

指定箇所につきましては、いずれも全編大部分でございます。該当指定基準は、いずれも施行規則第15条第1項第一号イ・ロでございます。

購入場所は、いずれも書店でございます。

今回の諮問図書類につきまして、本審議会の諮問に先立ちまして、5月10日に自主規制団体から意見を聴取いたしました。3ページから4ページに取りまとめてございます。

まず、3ページをご覧ください。

1誌目につきましては、「指定やむなし」の意見が9名で、その主な内容は、「性器部分は修整されているが男性器とわかるものが多く卑わい。自由を制限される描写が一種の人格否定の印象を受ける。指定該当。」などでございます。

「保留」の方は2名いらっしゃいました。

「指定非該当」は3名で、その主な内容は、「性器の修整は形状が分かるものだが、荒唐無稽な設定で卑わい感はなく、暴力的なシーンも悲壮感がない。体の露出、体液、擬音の描写は少なく性描写は激しくない。指定非該当。」などでございます。

4ページをご覧ください。

2誌目につきましては、「指定やむなし」の意見が7名で、その主な内容は、「性器部分は修整されているが男性器と分かるものが多く卑わい。擬音や体液描写も多く性行為が露骨。

指定該当。」などでございます。

「保留」の方は2名いらっしゃいました。

「指定非該当」は5名で、その主な内容は、「擬音・体液等の描写はあるが性器部分も上手に修整されている。人格否定の描写もなくコミカルに描かれており許容範囲。指定非該当。」などでございます。

不健全図書類指定の諮問については、以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの課長の説明にご質問等ございますでしょうか。

特によろしいようございましたら、各委員、どうぞ、図書の審査に入っていただきたいと思えます。

(図書審査)

○会長 そろそろよろしゅうございますか。

では、審査が終了されたようですので、各ご意見を伺っていきたくと思えます。

H委員、途中退席されるということでしたので、まずご意見を頂戴したいと思えます。

○H委員 B Lもの2誌が対象になっています。2誌とも指定該当でぜひお願いしたいと思えます。理由は、一部修整がなされておりますけれども、表現が非常に露骨であり、卑わいだということが大きな理由だと思えます。

○会長 ありがとうございます。

N委員、いかがでしょうか。

○N委員 いずれも成人向け図書と思われますので、区分陳列をしていただきたいと思えます。

○会長 ありがとうございます。

F委員、いかがでしょうか。

○F委員 私も、修整はされていても、それが余計ちょっと形がわかるような感じでした。本当に人格を否定するものでもあり、内容が露骨でありました。

B L物というのは、うちのほうの本屋さんをちょっとのぞいてみたんですけれども、区分がされてないんですね。透明のビニールで封をしてあるだけで、B L物というのは女性が多いお客様だということをお伺いしたんですけれども、女性物は受付コーナーの横にございまして、わざわざB L物と書いてある。だから、やっぱりこういうものってのは、女性のお客様が多いのかな、と感じました。

両方とも、指定該当でお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

花本委員。

○花本委員 2誌とも指定でお願いします。

○会長 南委員。

○南委員 2誌とも指定でお願いします。

○会長 森山委員、いかがでしょうか。

○森山委員 2誌とも指定でお願いします。

○会長 A委員、いかがでしょうか。

○A委員 タイトルが「オスぢち」というのと、「おっぱい男子」というので、何となくコミカルな感じはするんですけども、タイトルだけではよく分からないですね。これはBL物でさっきF委員がおっしゃったような意味で言いますと、女性読者が対象で何となく手に取りやすいようなネーミングにしているのではないか、と思うんです。

ただ、「オスぢち」のほうから言いますと、絵をご覧になると、リアリスティックなんです。カラーのページがあったりして、更に扉絵に、男色春画わいせつ考と書いてあるんです。さっきおっしゃったような意味で言うと、男色の人格否定的な強制暴力的なシーンがちょっと目立つようなところがあって、まずBL物として笑って読めるというものではなく、表現からすると問題点がやはり多いと思います。

もう一つの「おっぱい男子」。これは、ストーリーは一定程度は流れていて、露骨な性描写は多くないんです。だから「打合せ会」でもそれほどの卑わい感はないという意見が多いんですけども、ただ、男性器の目立ちというか、性行為における男性器がやはり非常に目立ちますんで、これもどちらかというとな成人指定というか、区分陳列で販売すべきじゃないかと思います。

だから、両方とも、区分陳列でお願いします。

○会長 ありがとうございます。

B委員、いかがでしょうか。

○B委員 2誌とも指定該当でお願いします。

○会長 I委員は、いかがでしょうか。

○I委員 2誌指定でよいと思います。

○会長 ○委員、いかがでいらっしゃいますか。

○委員 2誌指定でやむを得ないというふうに考えます。

○会長 わかりました。

中崎委員、いかがでしょうか。

○中崎委員 双方とも指定でお願いします。

○会長 会長代理はいかがでしょう。

○会長代理 いずれも区分陳列して売っていただきたいと思います。

○会長 私も2誌とも条例に該当すると思いますので、区分陳列して販売していただきたい
と思います。

委員の皆様、全員指定というご意見でございますので、そのように答申をさせていただき
たいと思います。

よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○会長 ありがとうございます。

では、事務局からほかに何かございますか。

○青少年課長 それでは、お手元の11ページを、先ほどの資料の11ページをご覧ください。

4月処理分の都民の申し出でございます。

○会長 都民の申し出ですね。

○青少年課長 メールによるものが1件ございまして、成人男性向けと同等の行き過ぎた性描
写があるという内容でございました。本作品について調査購入し、内容を確認いたしました。
条例施行規則第15条に定める不健全図書類の基準には該当しないという判断をいたしましたも
のでございます。

都民の申し出につきましては、以上でございます。

○会長 ご報告は以上でございました。

それでは、この段階で調査・審議事項を終了ということで、この後、傍聴人の方に再入場
していただくこととなります。傍聴人の方が再入場されましたら、青少年課長から本日の結
論について、述べていただくということですが、ご質問等はいかがでございますか。

特に、調査・審議事項については、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○会長 それでは、傍聴人の方に再入場していただいでください。

○青少年課長 それでは、これから傍聴人の方が再入室いたしますので、図書名は分からないように、よろしく願いいたします。

今ちょっと、傍聴人の方が席を外されていると。タイミングが合わず申しわけございません。

(傍聴人入室)

○会長 それでは、議事を再開いたします。

事務局からご説明をお願いいたします。

○青少年課長 まず、本日の審議でございますが、不健全図書2誌について、諮問を行いました。2誌を東京都青少年の健全な育成条例第8条第1項第1号に該当する不健全な図書類として、指定することが適当であるという答申になりました。

続きまして、前回の審議会の議事録につきましては、現在、公表の準備をしているところでございます。公表の準備ができましたら、議事録の中で行政機関の委員の方を除きましてお名前等の伏せ字を行い、東京都ホームページ及び都民情報ルームにおきまして、公開いたします。

第681回の議事録につきましては、本日配付させていただきました。

最後に、次回の審議会につきましてご案内いたします。次回は6月12日月曜日の15時30分からでございます。どうぞ、ご出席の方、よろしく願いいたします。

○会長 ご説明ありがとうございました。

では、全体を通してご質問等、いかがでございますか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日はこれもちまして、終了させていただきます。ありがとうございました。

午後4時03分閉会